

社会福祉法人名北福社会 行動計画

1. 計画期間 2026（令和8）年4月1日～2028（令和10）年3月31日

2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1. 管理職に占める女性労働者の割合（現状74.0%）を、全労働者に占める女性労働者の割合（85.8%）も念頭に、維持・向上します。

取り組み内容

2026年4月～ 管理職会議にて、女性活躍に関する行動計画、目標の共有する。

2026年10月～ 男女が共に働き続けられ、キャリアアップできる職場づくりの検討。

2027年4月～ 行動計画を念頭に職員体制、職場づくりのあり方等を検討する。

目標2. 男性の育児休暇制度取得を推進し、取得率90%以上を維持し、平均取得期間3か月を達成します。

取り組み内容

2026年7月～ 前年度の男性育休の取得状況を共有し、男性育休を勧奨する。

2027年3月～ 育休制度を含む、男女ともに働きやすい職場づくりについての職員研修。

2027年6月～ 前年度の男性育休の取得状況を共有し、男性育休を勧奨する。

目標3. ハラスメントのない職場を目指し、職員のハラスメント研修受講100%達成、また相談フォームを設置します。

取り組み内容

2026年8月～ 全職員対象のハラスメント研修を開始、相談フォームを設置する。

2027年4月～ 職員の受講状況を確認し、研修を継続して実施、拡充する。

目標4. 職員一人あたりの月平均所定外労働時間10時間未満（現状10.51時間）を達成します。

取り組み内容

2026年10月～ 時間外労働の実態、課題を検証し、施設長会で方針を共有する。

2027年4月～ 各事業所において時間外労働の改善計画を立て、実行する。